

## 第 8 章 危 険 物 規 制

### 1. 危険物施設の現況

#### (1) 危険物の規制

危険物の規制事務は、令和 2 年 3 月 31 日現在、消防本部・署設置の 4 市 1 町 3 組合の区域に設置される施設については市町村長が所管し、2 以上の行政区域にわたって設置される施設については県知事が所管している。

#### (2) 危険物施設数

危険物施設数の推移は、第 1 表のとおりである。

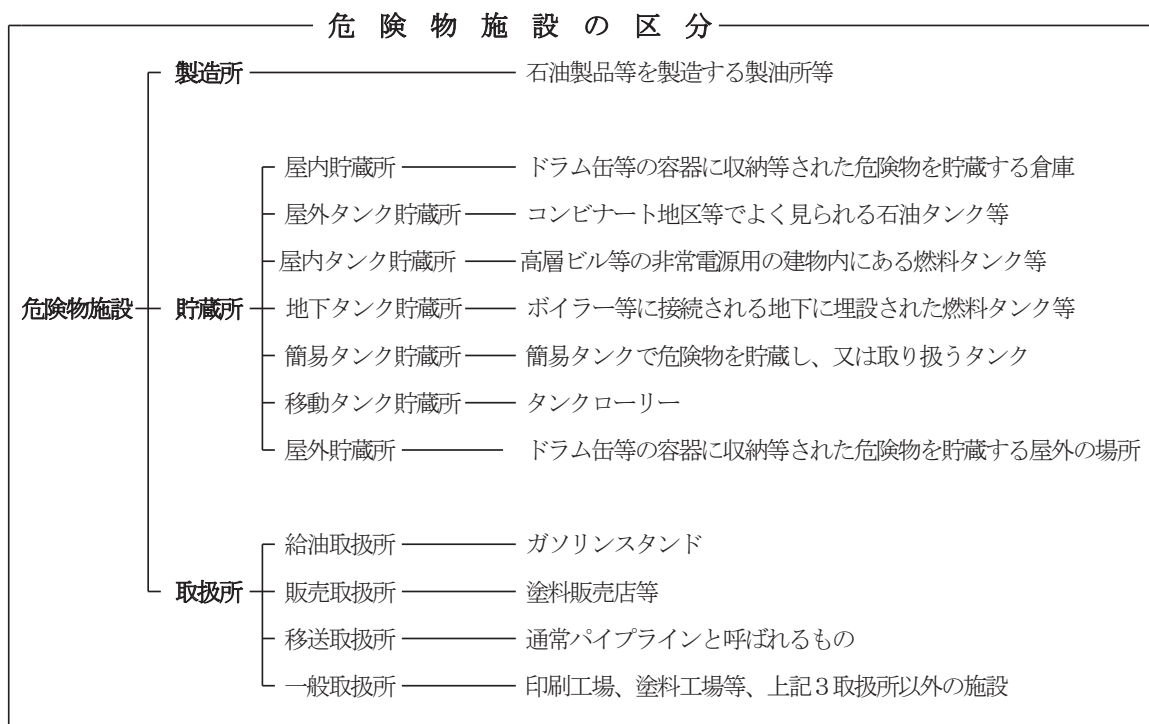
また、令和 2 年 3 月 31 日現在の危険物施設数は、第 2 表から第 6 表のとおりである。

### 第 1 表 危 険 物 施 設 数 の 推 移

(各年度とも年度末(3月31日)現在)

施 設 \ 年 度	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	元 (3 1)
製 造 所	69	73	75	74	72	75
貯 蔵 所	4,928	4,889	4,852	4,736	4,668	4,569
取 扱 所	1,777	1,756	1,758	1,743	1,718	1,704
総 計	6,774	6,718	6,685	6,553	6,458	6,348
対前年増加率(%)	△1.5	△0.8	△0.5	△2.0	△1.4	△1.7

※平成25年度の危険物施設数の総計は6,875施設である。



第2表 危険物規制対象施設数一覧表

(令和2年3月31日現在)

区分 市町村名	製造所	貯蔵所						取扱所						事業所数		
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種売販取扱所	第2種売販取扱所		移送取扱所	一般取扱所
県計	75	4,569	891	1,077	165	1,346	20	974	96	1,704	737	6	3	8	950	2,889
富山市	27	1,599	325	392	40	489	8	318	27	606	248	5	2	4	347	1,030
高岡市	23	794	182	234	16	171		175	16	253	108			2	143	402
射水市	10	409	70	124	7	92	2	106	8	185	92	1		1	91	248
富山県東部	11	463	86	147	21	108	3	92	6	191	71		1		119	261
氷見市		161	44	22	15	42	2	33	3	49	24				25	124
新川地域	2	380	66	55	36	128		78	17	165	63				102	249
砺波地域	2	632	101	88	18	270	4	143	8	211	112				99	491
立山町		131	17	15	12	46	1	29	11	43	19				24	83
本部設置計	75	4,569	891	1,077	165	1,346	20	974	96	1,703	737	6	3	7	950	2,888
本部未設置計	1									1				1		1
前年度末県計	72	4,668	894	1,101	167	1,394	21	995	96	1,718	742	6	3	8	959	2,954

注：1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。(以下の表において同様)

2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。(以下の表において同様)

3. 市町村名の項目中「本部」とは、消防本部をさす。

4. 2以上の行政区の区域にわたる施設は、本部未設置に含めた。(以下の表において同様)

第3表 数量別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和2年3月31日現在）

製造所等の別 数量の別	合計		製造所		貯蔵所								取扱所				
	製造所	小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
総計	計	6,348	75	4,569	891	1,077	165	1,346	20	974	96	1,704	737	6	3	8	950
	A地区	6,347	75	4,569	891	1,077	165	1,346	20	974	96	1,703	737	6	3	7	950
	B地区	1										1				1	
5倍以下	計	2,716	5	2,272	408	183	105	723	19	779	55	439	48	4			387
	A地区	2,716	5	2,272	408	183	105	723	19	779	55	439	48	4			387
	B地区																
5倍を超え 10倍以下	計	1,165	12	828	220	153	31	358	1	41	24	325	77	1			247
	A地区	1,165	12	828	220	153	31	358	1	41	24	325	77	1			247
	B地区																
10倍を超え 50倍以下	計	1,232	31	781	152	347	29	199		37	17	420	210	1	3		206
	A地区	1,232	31	781	152	347	29	199		37	17	420	210	1	3		206
	B地区																
50倍を超え 100倍以下	計	451	10	331	51	151		43		86		110	56				54
	A地区	451	10	331	51	151		43		86		110	56				54
	B地区																
100倍を超え 150倍以下	計	202	5	114	31	47		14		22		83	70				13
	A地区	202	5	114	31	47		14		22		83	70				13
	B地区																
150倍を超え 200倍以下	計	161	2	54	7	38		4		5		105	98				7
	A地区	161	2	54	7	38		4		5		105	98				7
	B地区																
200倍を超え 1,000倍以下	計	306	9	98	13	76		5		4		199	178				20
	A地区	306	9	98	13	76		5		4		199	178				20
	B地区																
1,000倍を超え 5,000倍以下	計	59	1	44	5	39						14					13
	A地区	59	1	44	5	39						14					13
	B地区																
5,000倍を超え 10,000倍以下	計	14		13	1	12						1					1
	A地区	14		13	1	12						1					1
	B地区																
10,000倍 を超えるもの	計	42		34	3	31						8					2
	A地区	41		34	3	31						7					2
	B地区	1										1					1

注：1. 数量の別の欄は、製造所等で貯蔵し又は取り扱う危険物の最大数量（許可数量）を、指定数量の倍数によって表したものである。  
 2. A地区とは、消防本部及び消防署の設置市町村をいい、B地区とは、消防本部及び消防署の未設置市町村（2以上の許可行政庁の区域にわたるものを含む。）をいう。（以下の表において同様）

第4表 類別別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和2年3月31日現在）

製造所等の別 類別	合計	製造所	貯蔵所						取扱所								
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種売取取扱所	第2種売取取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
総計	計	6,348	75	4,569	891	1,077	165	1,346	20	974	96	1,704	737	6	3	8	950
	A地区	6,347	75	4,569	891	1,077	165	1,346	20	974	96	1,703	737	6	3	7	950
単独	B地区	1										1			1		
	計	17	4	8	8							5					5
	A地区	17	4	8	8							5					5
	B地区																
	計	18	2	16	9	4				3							
	A地区	18	2	16	9	4				3							
第3類	B地区																
	計	20		18	10	2				6		2					2
	A地区	20		18	10	2				6		2					2
	B地区																
	計	6,147	47	4,452	809	1,061	165	1,346	20	955	96	1,648	737	6	3	8	894
	A地区	6,146	47	4,452	809	1,061	165	1,346	20	955	96	1,647	737	6	3	7	894
第5類	B地区	1										1				1	
	計	7		6	6							1					1
	A地区	7		6	6							1					1
	B地区																
	計	26	1	20	10	10				10		5					5
	A地区	26	1	20	10	10				10		5					5
混在	B地区																
	計	113	21	49	49							43					43
	A地区	113	21	49	49							43					43
	B地区																
	計	113	21	49	49							43					43
	A地区	113	21	49	49							43					43

注：単独とは、類を同じくする危険物のみを貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいい、混在とは類を異にする危険物を貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいう。

第5表 容量別屋外タンク貯蔵所数 (危険物類別)  
(各年度とも年度末 (3月31日) 現在)

危険物の類別 タンク容量別	合 計	危険物類別					
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
26年度末	1,119	0	4	2	1,102	0	11
27年度末	1,114	0	4	2	1,097	0	11
28年度末	1,121	0	4	2	1,104	0	11
29年度末	1,113	0	4	2	1,096	0	11
30年度末	1,101	0	4	2	1,085	0	10
元(31)年度末	1,077	0	4	2	1,061	0	10
100KL未満	877		1	1	866		9
100KL以上	109		2		107		
500KL "	20		1	1	17		1
1,000KL "	37				37		
5,000KL "	7				7		
10,000KL "	23				23		
50,000KL "	4				4		

第6表 容量別屋外タンク貯蔵所数 (第4類の内訳)

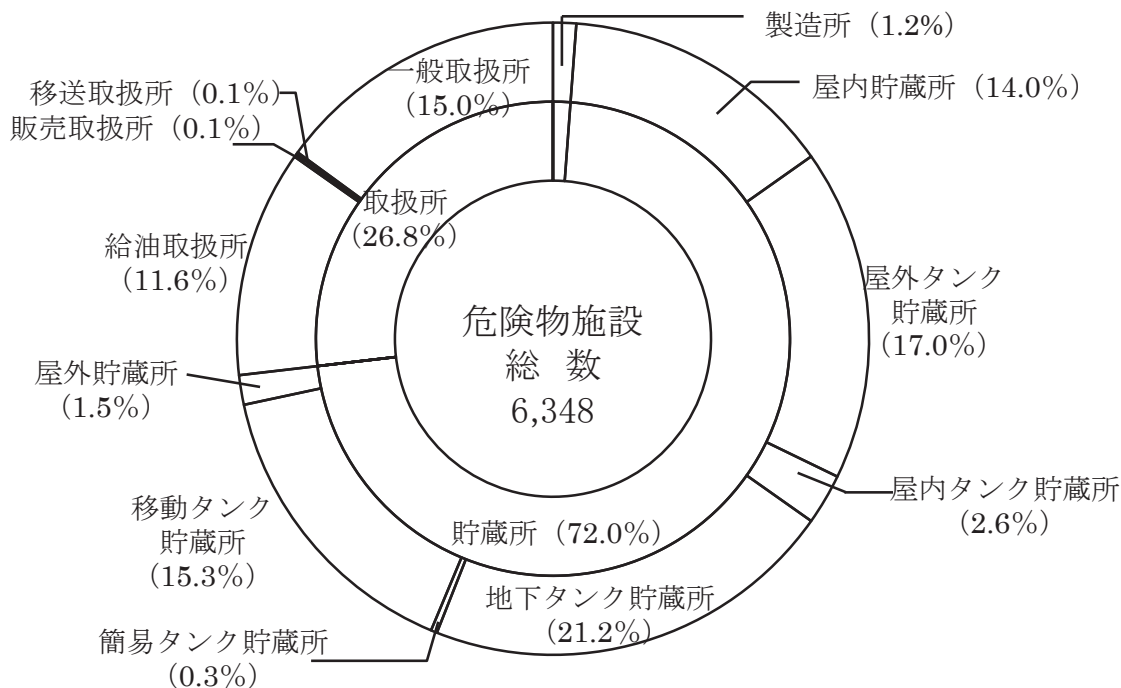
危険物の類別 タンク容量別	第4類の内訳										
	第1石油類			第2石油類			第3石油類		第4石油類	アルコール類	その他
	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油					
26年度末	8	10	17	156	53	340	16	94	408		
27年度末	7	10	17	152	53	327	15	97	419		
28年度末	7	9	18	153	53	321	13	102	428		
29年度末	7	6	18	152	53	315	14	100	431		
30年度末	7	5	17	152	53	312	14	99	426		
元(31)年度末	7	5	17	149	53	301	14	99	416		
100KL未満	1		4	116	36	229	14	96	370		
100KL以上				26	6	32		3	40		
500KL "			5	1	2	7			2		
1,000KL "		4	5	3	8	13			4		
5,000KL "			3	1	1	2					
10,000KL "	2	1		2		18					
50,000KL "	4										

(各年度とも年度末 (3月31日) 現在)

(3) 危険物施設の区分構成

令和2年3月31日現在の危険物施設区分毎の構成比は図-1のとおりで、製造所1.2%、貯蔵所72.0%、取扱所26.8%となっている。施設別で最も多いのは、地下タンク貯蔵所で21.2%を占め、次いで、屋外タンク貯蔵所17.0%、移動タンク貯蔵所15.3%、一般取扱所15.0%、屋内貯蔵所14.0%、給油取扱所11.6%の順となっている。

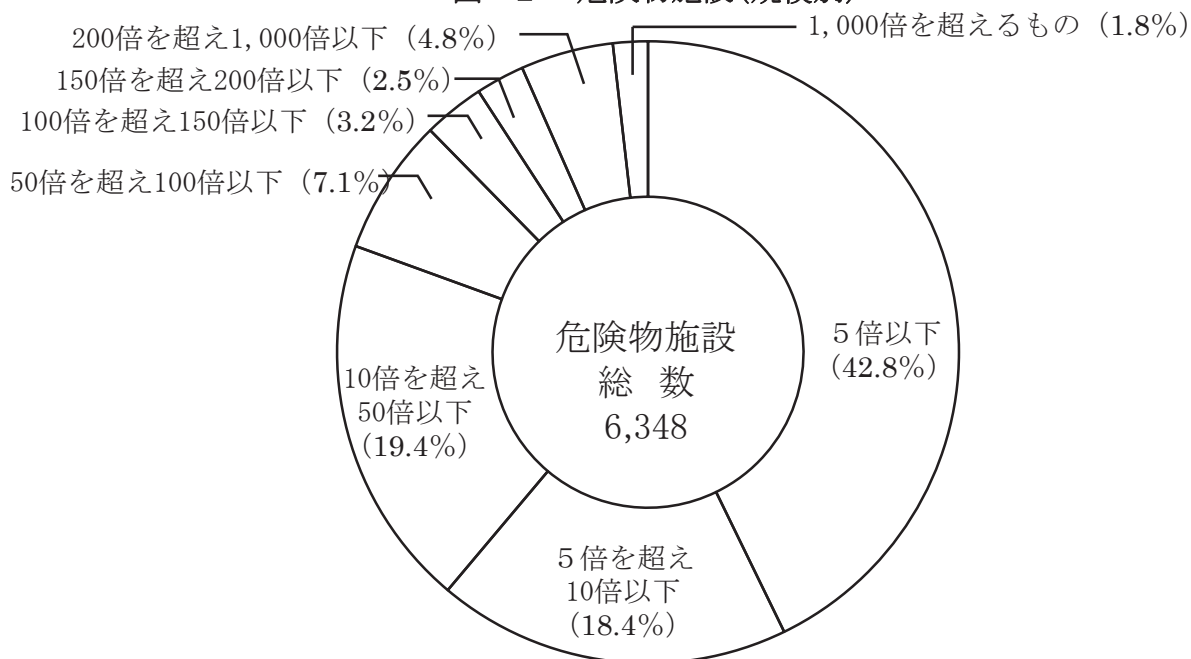
図-1 危険物施設(施設別)



(4) 危険物施設の規模別構成

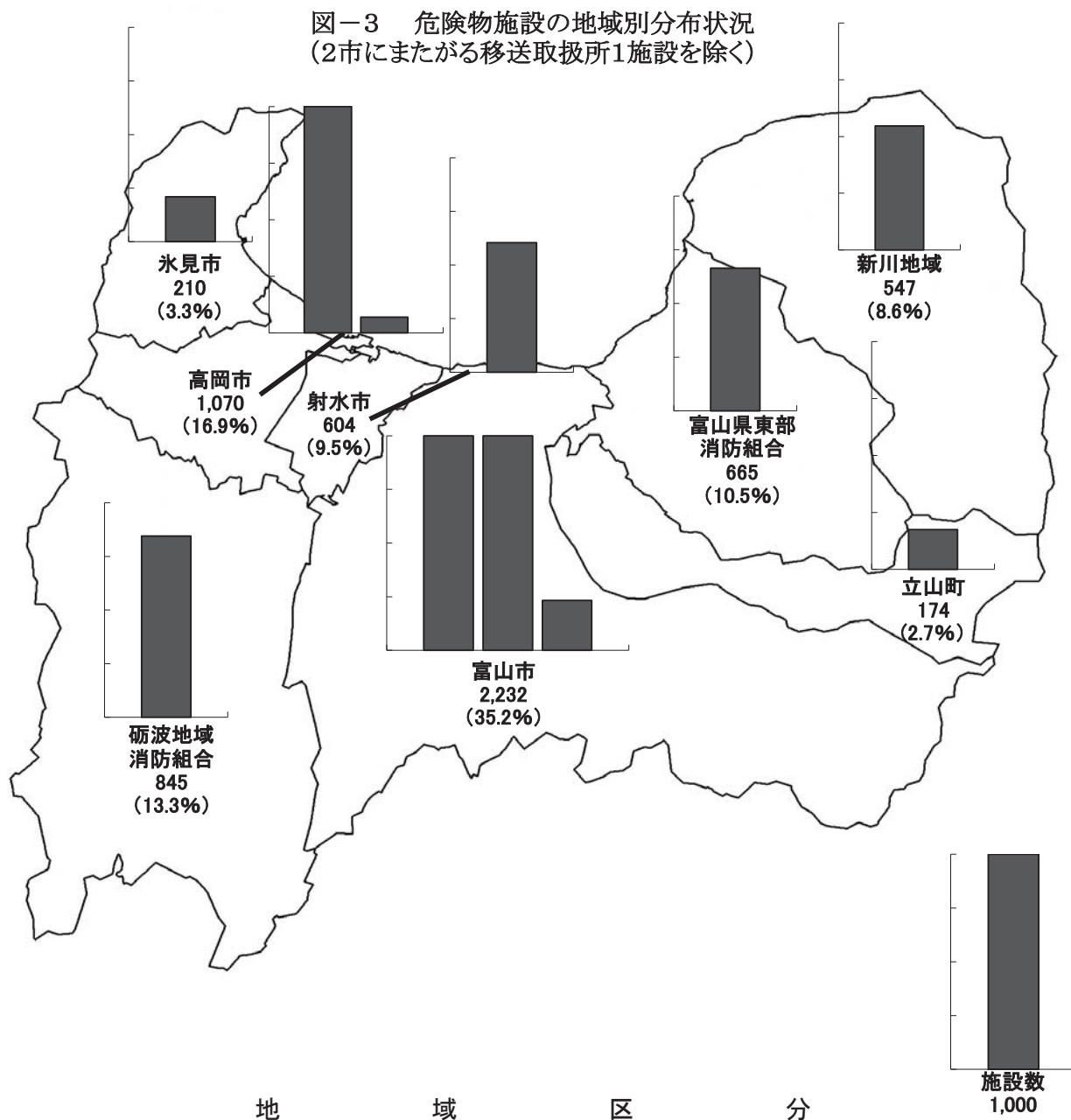
令和2年3月31日現在の危険物施設の規模別構成比は図-2のとおりで、指定数量の倍数5倍以下の小規模施設が全体の42.8%を占めている。

図-2 危険物施設(規模別)



(5) 地域別分布状況

令和2年3月31日現在の危険物施設の消防本部（局）別分布状況は図-3のとおりである。富山・高岡両市で全体の52.0%を占めている。



富山市	富山市
高岡市	高岡市
射水市	射水市
富山県東部消防組合	魚津市、滑川市、上市町、舟橋村
氷見市	氷見市
新川地域	黒部市、入善町、朝日町
砺波地域消防組合	砺波市、南砺市、小矢部市
立山町	立山町

## 2. 危険物施設の自主保安

消防法では、一定規模以上の事業所について、その自主保安体制を確立するため、危険物保安統括管理者を選任しなければならない事業所、自衛消防組織を設置しなければならない事業所等が定められており、その状況は第7表のとおりである。

第7表 危険物保安統括管理者等の選任、設置事業所数

(令和2年3月31日現在)

市町村等の別		危険物 保安統括管理者	危険物施設 保安員	予防規程	自衛消防組織
総 数		5	34	563	4
消防本部 設置 市町村	4市	4	28	382	4
	3組合	0	5	168	0
	1町	0	0	12	0
	小 計	4	33	562	4
2以上の許可行政の 区域にわたるもの		1	1	1	0

注：複数項目に該当する場合は、重複して掲載した。

## 3. 危険物施設の保安検査

消防法第14条の3の規定により、移送取扱所又は屋外タンク貯蔵所で一定規模以上のものは、一定期間ごとに保安検査を受けなければならないこととされているが、令和元（平成31）年度における実施状況は第8表のとおりである。

第8表 危険物施設の保安検査実施状況

区 分	実施行政庁	検査対象施設数	元(31)年度実施数
特定移送取扱所	県	1	1
特定屋外タンク貯蔵所	該当なし	0	0

## 4. 危険物施設への立入検査

消防法第16条の3の2又は第16条の5の規定により、危険物施設の位置、構造、設備の基準及び貯蔵・取扱いの基準が守られているかについて、立入検査を実施しているが、令和元（平成31）年度の実施状況は次のとおりである。

施 設 総 数	6,348
検 査 施 設 数	4,035
延 検 査 回 数	4,237

また、移動タンク貯蔵所について、令和元年11月に、常置場所等での立入検査（移動タンク貯蔵所597台）及び走行中車両に対する路上立入検査（移動タンク貯蔵所30台、危険物運搬車両2台）を実施した結果、不適合車両への指導件数は、常置場所等では移動タンク貯蔵所106件、走行中の車両では移動タンク貯蔵所8件、危険物運搬車両0台であった。



## 5. 危険物施設等の事故

令和元（平成31）年における事故の発生件数は19件であり、その概要は第9表のとおりである。  
また、火災・流出事故件数及び事故の発生原因については、第10表及び第11表のとおりである。

### 第9表 危険物製造所等における事故

（自平成31年1月1日～至令和元年12月31日）

発生日 (覚知日)	発生場所 (事故種別)	製造所等 の区分等	危険物の名称 及び種類等	死傷 者数	事故の概要
平成31年 1月11日	富山市内 (流出)	一般取扱所	第4類 第3石油類 重油	0	油分離槽に誤って投入された燃料添加剤である酢酸マグネシウムが油分離槽内に沈殿したことで排水不良となり、水位が上昇して重油6Lが流出したものの。
平成31年 2月18日	富山市内 (流出)	屋外タンク 貯蔵所	第4類 第3石油類 重油	0	サービスタンクの液面計接続部のシールテープが劣化しており、重油280Lが流出したものの。防油堤に雨水が溜まっていたため、うち15Lが敷地外へ流出した。
平成31年 3月14日	富山市内 (火災)	一般取扱所	第4類 第3石油類 焼入れ油	0	炉の出口で発生した赤熱状態の煤が落下し、床面に付着していた油脂等に着火し、火災となったものの。
平成31年 3月28日	滑川市内 (火災)	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン	0	計量器の保守点検時に、アースを接続せずに検量器へ油出しを行ったため、発生した静電気により着火し、検量器を焼損したものの。
平成31年 3月28日	高岡市内 (流出)	移動タンク 貯蔵所	第4類 第2石油類 灯油	0	駐車ブレーキをかけず、また、車輪止めを設置せずに移動タンク貯蔵所を停車させたため、移動タンク貯蔵所が自走し、河川に転落した。その際に、ホースリールの接続配管を損傷し、灯油40Lが河川に流出したものの。
平成31年 4月11日	立山町内 (流出)	屋外タンク 貯蔵所	第4類 第3石油類 重油	0	ボイラー設備のエア抜きバルブの閉めが緩かったため、重油約10Lが流出し、うち1Lが用水に流出したものの。
平成31年 4月13日	射水市内 (火災)	一般取扱所	(真空遮断器)	0	電気炉で作業中に、電気室に設置されている真空遮断器が何らかの原因で真空を維持できなくなり、電流が流れ続けたため、過熱により発火したものの。
令和元年 5月5日	南砺市内 (破損)	給油取扱所	(固定給油設備)	0	顧客が車両の給油口に給油ノズルを挿したままの状態であることを忘れ、車両を発進させたため、給油ホース及びノズルが破損したものの。

令和元年 6月6日	立山町内 (流出)	屋外貯蔵所	第4類 第2石油類 軽油	0	遊覧船に軽油を給油中、給油管ジョイント部のOリングの経年劣化により軽油が湖に流出したものの。
令和元年 6月19日	射水市内 (火災)	一般取扱所	第3類 自然発火性物質 黄りん	1	サンプルの黄りんを入れたガラス容器を誤って落下させたため、容器が割れ黄りんが飛散し、同時に自然発火し作業員の衣服に着火したものの。
令和元年 6月23日	氷見市内 (破損)	給油取扱所	(固定給油設備)	1	顧客が運転を誤り、車両を固定給油設備に接触させた際に、給油ノズルが破損したものの。
令和元年 7月16日	高岡市 (流出)	一般取扱所	第4類 第1石油類 アセトン	0	アセトン受入中の受槽タンクから別のタンクに送液する際に、ポンプが空転したため機能せず、受槽タンクの通気管からアセトン約700Lが敷地内の側溝に流出したものの。
令和元年 7月20日	朝日町内 (その他)	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン 第2石油類 灯油	0	移動タンク貯蔵所から給油取扱所へガソリンの荷卸しをする際に、誤って灯油の地下タンク(残量8,500L)にガソリン1,000Lを混入させたものの。
令和元年 8月27日	富山市内 (火災)	一般取扱所	第4類 第2石油類 キシレン	0	濃縮槽でキシレンとポリカルボシランの混合液を高温で加熱中、濃縮槽の粘度計取り付け部から漏れ出した溶液に、何らかの原因で引火し、付近を焼損したものの。
令和元年 9月11日	高岡市内 (その他)	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン 第2石油類 軽油	0	移動タンク貯蔵所から給油取扱所へガソリンの荷卸しをする際に、誤って軽油の地下タンク(残量3,300L)にガソリン4,000Lを混入させ、顧客の車両1台にガソリンが混入した軽油を給油したものの。
令和元年 9月13日	高岡市内 (流出)	給油取扱所	第4類 第2石油類 軽油	0	鉄道車両に給油中、給油ノズルとホースの接続部分を固定するネジが落下したため、隙間から軽油約5Lが流出したものの。
令和元年 10月13日	高岡市内 (破損)	給油取扱所	(給油空地)	0	台風の高波により、船舶給油取扱所の給油空地を含む岸壁が崩落したものの。
令和元年 10月25日	富山市内 (流出)	屋外タンク貯蔵所	第4類 第3石油類 重油	0	埋設配管に腐食によるピンホールが生じたため、重油約200Lが敷地内及び河川に流出したものの。
令和元年 12月17日	富山市内 (火災)	一般取扱所	第4類 第3石油類 焼入油	0	焼入れ工程において、金属製品を真空脱脂洗浄装置から焼戻炉に入れた後、出火したものの。

第10表 危険物施設等における火災・流出事故件数

(平成27年～令和元(平成31)年)

年	計	火災 流出 その他	製造所	貯蔵所			取扱所			運搬中	無許可	その他
				移動 タンク 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	その他	給油 取扱所	一般 取扱所	その他			
27	13 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		10 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
28	15 (8)	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		6 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
29	12 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		11 (0)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30	9 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
元 (31)	19 (2)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		13 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	68 (11)	24 (10)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	22 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		44 (1)	1 (0)	10 (0)	6 (0)	6 (0)	12 (1)	9 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注：各年1月1日から12月31日までにおける発生件数であり、表中の( )内の数値は死傷者数である。

第11表 危険物施設等における事故の発生原因

(平成27年～令和元(平成31)年)

事故発生原因	27年			28年			29年			30年			元(31)年			計			
	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	
人的要因	誤操作	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1	5	3	1	
	確認不十分	1	2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	2	2	3	6	2	
	監視不十分	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	
	管理不十分	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	2	0	5	3	0
	不作為	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	2	0
	小計	3	5	0	8	2	0	1	4	1	2	0	0	3	6	3	17	17	4
物的要因	腐食等劣化	0	4	0	1	1	0	0	3	0	1	1	0	0	2	0	2	11	0
	破損	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	2	5
	故障	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	
	設計不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施工不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
小計	0	4	0	1	1	2	0	5	1	3	2	1	1	2	1	5	14	5	
他要因	交通事故	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	不明・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	2	0	2	
	小計	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	1	2	0	4	
合計	3	9	1	9	3	3	1	9	2	5	2	2	6	8	5	24	31	13	

## 6. 危険物取扱者

### (1) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、消防法第13条の3の規定により、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、令和元（平成31）年度の実施状況は第12表のとおりである。

また、昭和35年以降における危険物取扱者免状の交付状況は、第13表のとおりである。

### (2) 危険物取扱者保安講習

危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、消防法第13条の23の規定により、定期的に都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和元（平成31）年度の実施状況は、第14表のとおりである。

第12表 危険物取扱者試験の実施状況

（令和元（平成31）年度：6月15日、6月16日、6月17日、6月22日、6月23日、6月29日、6月30日、10月5日、10月6日、10月12日、10月19日、10月20日、10月26日、10月27日、11月2日、2月1日、2月2日、2月8日、2月9日 19回実施）

試験区分 受験者数等	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
受験申請者数(人)	6,323	539	4,946	314	309	243	3,510	261	309	838
受験者数(人)	5,963	486	4,669	307	302	238	3,265	256	301	808
合格者数(人)	2,781	134	2,142	199	212	171	1,166	190	204	505
合格率(%)	46.6	27.6	45.9	64.8	70.2	71.8	35.7	74.2	67.8	62.5

第13表 危険物取扱者免状の交付状況

区分	合計	甲種	乙種							丙種
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
令和元（平成31）年度(人)	2,714	135	2,133	200	211	173	1,151	192	206	446
昭和35年度から令和元（平成31）年度までの累計(人)	155,356	6,146	107,721	7,522	6,614	7,303	71,157	6,193	8,932	41,489

第14表 危険物取扱者の保安に関する講習の実施状況

会場	講習年月日	講習区分ごとの受講者数			
		一般 (その他施設)	給油取扱所	コンビナート	計
富山会場	令和元年7月17日、18日	452	98	—	550
	令和元年11月21日、22日	407	90	—	497
	令和2年2月6日、7日	285	65	—	350
高岡会場	令和元年7月3日、4日	231	63	—	294
	令和元年11月13日、14日	199	49	—	248
	令和2年2月3日、4日	209	49	—	258
射水会場	令和元年7月10日	87	45	—	132
	令和元年7月30日、31日	—	—	119	119
魚津会場	令和元年11月7日、8日	244	52	—	296
黒部会場	令和元年7月11日、12日	214	58	—	272
砺波会場	令和元年11月15日	49	47	—	96
南砺会場	令和元年7月5日	51	35	—	86
計		2,428	651	119	3,198